

# 福井県衣服製造業最低工賃の改正決定に係る福井地方労働審議会の意見に関する公示

## 福井労働局一般公示第1号

令和7年1月23日福井地方労働審議会から福井県衣服製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1号の規定によりその要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定等に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和7年2月7日までに、福井労働局長（福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階 福井労働局労働基準部賃金室内）あて別紙様式により異議申出を提出されたい。

令和7年1月23日

福井労働局長 石川 良国

福井県衣服製造業最低工賃の改正決定に係る福井地方労働審議会の意見要旨

次の福井県衣服製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者  
福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額  
次の表の業種欄、品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業種	品目	工程	規格	金額
婦人服製造業	スカート又はスラックス	糸くず取り		1枚につき 25円
		鍵ホック付け		1組につき 35円
		糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 27円
		スナップ付け		1組につき 29円
		ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 16円
			根巻き以外のもの	1個につき 13円
	×印しつけ止め		1か所につき 10円	
ブラウス	糸くず取り		1枚につき 20円	
スポーツ服製造業	トレーニングシャツ	糸くず取り		1枚につき 17円
		オープンファスナー付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 101円
	トレーニングパンツ	糸くず取り		1枚につき 14円
		腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 10円
		ファスナー付け		1枚につき 70円
下着製造業	スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき 28円
		糸くず取り	18か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 18円
	その他の下着	糸くず取り	18か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 18円
		糸くず取り	11か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 12円
		糸くず取り	9か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 11円
		糸くず取り	9か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 11円

4 効力発生の日  
法定どおり

別 紙

異議申出書

令和7年1月23日貴殿が公示した福井県衣服製造業最低工賃の改正決定に係る福井地方労働審議会の意見について異議があるので、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者  
住 所  
氏 名

福井労働局長 石川良国 殿